

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	4-1
許認可等の種類	身体障害者手帳の交付			
根拠法令条例等・条項	身体障害者福祉法第15条第4項			
許認可等の概要	<p>身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。都道府県知事は、当該申請に基づいて審査し、身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当する認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。</p>			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>・身体障害認定要綱 本県の身体障害認定については、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」(平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)及び「口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて」(平成15年1月10日障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に沿った取扱いをするものとする。</p>			
基準の制定根拠	身体障害認定要綱(平成15年3月24日付14障第673号 長野県社会部長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日			
期間の制定根拠	<p>身体障害認定基準の取扱いに関する疑義について (平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)</p>			